

第 6 期介護保険料算出の要素

介護保険料は、介護保険総費用に対して 65 歳以上の第 1 号被保険者が負担する部分を、市町村民税の課税状況や前年の収入・所得に応じて負担するものです。

介護保険制度改正により、第 6 期介護保険料については、第 1 号被保険者の負担割合と低所得者の負担軽減を図るために所得段階区分が変更となります。

1 第 6 期給付費総額 46,344,074,180 円

2 第 1 号被保険者の負担

(1) 第 1 被保険者の負担割合 22%

第 6 期介護保険事業計画期間の介護保険総費用に対する第 1 号被保険者の法定負担割合は、高齢者人口の増加に伴い、第 5 期の 21% から 22% へと変更になります。

第 2 号被保険者の法定負担割合は、29% から 28% へ変更となります)

第 1 号被保険者の介護保険費用の負担 10,195,696,461 円

└─▶ 第 1 号保険料総額

(2) 調整交付金に対する負担 3.61 ~ 3.81%

調整交付金は、市町村間における介護保険の財政力格差を是正するために、国が交付するもので、原則介護保険総費用の 5% です。ただし、第 1 号被保険者のうち、75 歳以上の後期高齢者の割合と、第 1 号被保険者の所得分布によって原則 5% の割合が変化することになります。

府中市の第 6 期介護保険事業計画期間は、過去の実績や後期高齢者の増加等により、割合を 3.61 ~ 3.81% と見込んでいますので、残りの調整交付金不足分は、第 1 号被保険者が追加負担することになります。

調整交付金不足分の追加負担 1.19 ~ 1.39%

(3) 介護保険給付費等準備基金の取り崩し 442,000,000 円

介護保険財政を安定的に運営するため、事業計画期間内で必要な保険料は、その期間内で賄うことが原則となりますので、介護保険給付費等準備基金は、3 年間の介護保険事業計画により積み立てと取り崩しの計画を立てます。

府中市では、平成 26 年度末の準備基金残高を約 4 億 9 100 万円 と見込んでいますので、第 6 期介護保険料の設定にあたり取り崩して活用します。

積み立ては、介護保険料余剰金等を充てます。

(4) 所得段階の見直し

14段階

今回の介護保険制度改正により、低所得者の負担軽減を図るため、第5期の特例第3段階及び特例第4段階の標準化などによって、国の標準段階は9段階となりました。

また、より公平な所得段階となるよう各段階に該当する所得金額区分や保険料率を見直して「介護保険料(案)」を作成しています。

3 介護保険料基準額の算出

1 の第1号被保険者の負担に基づき、第6期介護保険料基準月額を算出します。

< 例 >

